

## 児童手当制度の令和 6 年 10 月からの改正について

令和 6 年 10 月に児童手当法が改正(拡充)されることから、所得制限の撤廃や対象児童の年齢引き上げなどが行われます。改正の内容については以下の表を確認してください。

### 〈 改正の内容 〉

	改正前(令和 6 年 9 月分までの内容)	改正後(令和 6 年 10 月分～)
所得制限	・所得が所得制限限度額を超えた場合に特例給付(月 5,000 円)を支給 ・所得が所得上限限度額を超えた場合は支給なし	制限なし※ (所得による手当額の増減なし)
児童の支給対象年齢	中学校修了まで	18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで
第3子以降の算定年齢	18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで	22 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで
手当月額	○3 歳未満:15,000 円 ○3 歳～小学校修了 第 1 子・第 2 子:10,000 円 第 3 子以降:15,000 円 ○中学生:10,000 円 ○特例給付:5,000 円	○3 歳未満 第 1 子・第 2 子:15,000 円 第 3 子以降:30,000 円 ○3 歳～ 18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで 第 1 子・第 2 子:10,000 円 第 3 子以降:30,000 円
支給月	2・6・10 月(年 3 回)	偶数月(年 6 回)
支払通知	支払いの都度、通知書を送付	定期支給日以外に支給する場合のみ通知書を送付

※所得による制限はありませんが、受給資格者の判定については変更ありません(児童を養育する父母のうち所得の高い方が受給資格者となります)。

※対象年齢・算定年齢引き上げに伴う手続きの有無については別紙「令和 6 年 10 月からの児童手当改正に伴う手続きのご案内」をご確認ください。